証券コード　3066
平成30年６月７日

株　主　各　位

名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
株式会社 JBイレブン
代表取締役社長　新　美　　司

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月22日（金曜日）営業時間終了時（午後６時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成30年６月25日(月曜日）午前10時
２．場　　所　　名古屋市南区東又兵ヱ町五丁目１番地の16
　　日本ガイシフォーラム２階レセプションホール
　　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）
３．目的事項
　　報告事項　　１．第37期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第37期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件

　　決議事項
　　第１号議案　資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件
　　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
　　第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
　　第４号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集通知の内容につきましては、株主の皆様へ早期に情報を提供する観点から、本招集ご通知発送前に、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.jb11.co.jp/）に開示いたしました。
◎次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、上記当社のウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
したがいまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部で

あります。
◎株主総会参考書類および事業報告、計算書類ならびに連結計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
◎当日当社役職員は、ノーネクタイの軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申しあげます。
◎株主総会終了後、株主の皆様との対話をいたしたく、懇親試食会の場を設けておりますのでお気軽にご出席いただき、ご意見などを賜りたいと存じます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業経過および成果

当連結会計年度（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）の経済概況は、世界的な景気拡大局面となり、国内でも大幅な株高に加え、インバウンド消費も堅調に推移する一方、多くの職種での求人難とともに、いわゆる働き方改革も大きくクローズアップされました。また、期間の終わりにかけては、円高の進行や、米国の利上げ観測等への警戒感も拡がりました。

外食産業全般では、変わらぬ求人難の中、パート・アルバイトの時給水準が一段と高まりをみせ、夏の長雨、数度の台風、記録的な降雪等による野菜の高騰、加えてエネルギーコストも次第に上昇し、企業間競争は引き続き厳しいまま推移しました。

このような環境下で当社グループは、新たなラーメン業態の「桶狭間タンメン」、およびロンフーダイニング業態の派生業態として「ロンフーパティオ」を、それぞれ新規に開発する一方、「一刻魁堂/真一刻」業態を撤収しました。

また、当連結会計年度中に４店舗（神奈川県１店舗・静岡県１店舗・奈良県１店舗・広島県１店舗）を新規に出店し、６店舗を業態転換、不動産賃貸借契約の期間満了に伴い１店舗（三重県）を退店、および13店舗で改装を実施しました。

これらの結果、当連結会計年度末のグループ店舗数は86店舗（前期末比３店舗の増加）となり、その内訳は下表のとおりとなっています。

（なお、当期より、部門名を実態に即し、より分かりやすい名称へと改め、従来の「クイックサービス部門」および「カジュアルサービス部門」を、それぞれ「ラーメン部門」および「中華部門」へと変更しています。）

（単位：店舗）

部門／業態		当連結会計年度末店舗数	前期末比	関東地区	東海地区	関西地区	中国地区	九州地区
合計		86	＋３	9	59	9	5	4
ラーメン部門	小計	63	＋３	4	53	4	1	1
	一刻魁堂	60	＋４	4	50	4	1	1
	桶狭間タンメン	2	＋２	－	2	－	－	－
	ロンフーエアキッチン	1	±０	－	1	－	－	－
	一刻魁堂/真一刻	0	－３	－	－	－	－	－
中華部門	小計	23	±０	5	6	5	4	3
	ロンフーダイニング	18	－２	4	3	5	3	3
	ロンフービストロ	4	＋１	1	2	－	1	－
	ロンフーパティオ	1	＋１	－	1	－	－	－

新業態の「桶狭間タンメン」は、健康志向や高齢化社会に対応し、メニューを野菜の品質や鮮度等にこだわった野菜ラーメンに絞り込み、利用動機の明確化と来店頻度向上、また、店舗オペレーション簡素化等による高収益を狙った業態で、11月の開業後、売上は堅調に推移しました。

また、他の業態も含め、商品面でのブラッシュアップを実施し、基礎食材の国産化や地産地消への切り替えも進め、安心・安全・美味しさの追求を強化しつつ、既存店舗や営業支援システムへの投資も積極的に進めました。加えて、大幅な賃上げを実施する等、労務環境の一層の改善を図るとともに、秋頃にはそれぞれの業態で一部売価を引き上げました。

これらの結果、既存店売上高は前期比102.2％となりました。

原価面では、精米価格の値上がりや、野菜価格も秋口から春先にかけ大幅な高値推移となりましたが、仕入れの改善、値引き販売の縮小、および売価変更の効果もあり、売上原価率は28.6％となり、前期比0.5ポイント改善しました。

販売費および一般管理費では、正社員賃金を大幅にアップしたこと、およびパート・アルバイトの時給単価上昇等の負担も拡大し、加えてエネルギー単価も徐々に上昇したこともあり、その売上高に占める割合は69.9％となり、同1.2ポイント悪化しました。

以上により、当連結会計年度の売上高は7,016百万円（前期比5.7％の増収）となりました。

利益面では、人件費の増加が重く、営業利益は103百万円（同30.1％の減益）となり、経常利益も106百万円（同29.1％の減益）となりました。

また、特別損失として総額340百万円を計上し、その内訳は、減損損失として、契約期間満了による計３店舗の退店を見込んだことによるもの93百万円、将来の投資回収が見込めない10店舗の資産価値を減じたことによるもの233百万円、および13店舗の改装に伴う固定資産除却損13百万円となっています。

加えて、退店時等に発生する費用に関し、直近の発生額の動向を踏まえ見直した結果、資産除去債務の積み増しを実施しました。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純損失は266百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益40百万円）となりました。

部門別の状況は、次のとおりです。

（ラーメン部門）

当部門は、「一刻魁堂」業態、およびその派生業態の「一刻魁堂/真一刻」、ならびに前期に中部国際空港へ出店した「ロンフーエアキッチン」業態でしたが、新たに「桶狭間タンメン」業態を開発し出店する一方、「一刻魁堂/真一刻」業態は、期首の全３店舗を退店と業態転換により撤収し、当連結会計年度中の11月をもって業態廃止しました。

当連結会計年度中の出店は、業態転換を含め、「一刻魁堂」６店舗、および「桶狭間タンメン」２店舗（共和店・米津橋店）で、退店は、「一刻魁堂/真一刻」１店舗（イオンモール鈴鹿店）でした。「一刻魁堂」業態の出店の内訳としては、新規出店が３店舗（ららぽーと磐田店・大和郡山店・アピタテラス横浜綱島店）、業態転換が「一刻魁堂/真一刻」から２店舗（イオンモール鶴見緑地店・イオンモール岡崎店）、および中華部門の「ロンフーダイニング」から１店舗（ゆめタウン久留米店）でした。また、「一刻魁堂」13店舗で改装を実施し、特に９月に改装した緑店では、改装を機に「一刻魁堂」業態の将来へ向けた実験的施策として、店舗製麺等の新たな試みを実施しました。

これらの結果、当連結会計年度末の当部門の店舗数は63店舗（前期末比３店舗の増加）となり、その内訳等は、上記掲載の表のとおりです。

商品面では、「一刻魁堂」業態で、当社子会社桶狭間フーズにて開発した低糖質麺の販売を徐々に拡大し、季節商品として例年定番の商品の他、「ロ

ンフーダイニング」業態の麻婆豆腐ミンチを使用した辛口の野菜ラーメン「龍虎タンメン」等を販売し、売上を伸ばしました。また、新業態の「桶狭間タンメン」では、麺は三重県産小麦「ニシノカオリ」を使用し、野菜は産地までさかのぼり品質管理した国産野菜を使用する等、商品は絞り込む一方で、高品質の野菜ラーメン専門店としてスタートしました。

広告宣伝面では、季節商品の販売開始、クーポン付新聞広告、スマートフォン向けアプリ、およびｄポイント（ＮＴＴドコモ系の共通ポイントサービス）等の間で、連動性によるシナジー効果を創出し、販売拡大や、リピーター獲得を強化しました。

以上の結果、当部門の既存店売上高は前期比101.7％となり、客数は同103.8％となりました。

また、新店を含めた部門合計の売上高は4,977百万円となり、前期比5.1％の増収となりました。

（中華部門）

当部門は、「ロンフーダイニング」業態、およびその派生業態である「ロンフービストロ」でしたが、当期間中にカフェスタイルを取り込んだ派生業態として「ロンフーパティオ」を加えました。

当連結会計年度中には、「ロンフービストロ」１店舗（ＬＥＣＴ広島店）を新規出店し、「ロンフーダイニング」からの業態転換で「ロンフーパティオ」１店舗（名古屋パルコ店）を出店しました。また、「ロンフーダイニング」１店舗（ゆめタウン久留米店）は、ラーメン部門の業態へと転換することにより閉店しました。なお、改装店舗はありませんでした。

これらの結果、当連結会計年度末の当部門の店舗数は23店舗（前期比増減無し）となり、その内訳等は、上記掲載の表のとおりです。

商品面では、従前通りの高付加価値路線を踏まえ、曜日で変わる「ムール貝入りボンゴレ・ロッソチャーハン」「ムール貝入りボンゴレ・ビアンコチャーハン」等、またデザートでも毎年好評の「イチゴたっぷり春の杏仁豆冨」等、期間限定商品で季節感や素材感を演出した商品開発を推進しました。加えて、比較的低価格で販売しているランチタイムメニューの販売時間を短縮し、早い時間からの飲み需要に応える等、高単価な顧客層の取り込みを実施しました。

販売促進施策としても、メニュー施策とスマートフォン向けアプリによる販売促進を連動させ、高単価の期間限定商品等の予告販売等に注力するとともに、店内広告と接客サービスを連動させたセールスも実施し、客単価の向上を図りました。

以上の結果、当部門の既存店売上高は前期比103.7%となり、客数は同102.4%となりました。

また、新店を含めた部門合計の売上高は1,956百万円となり、前期比7.0%の増収となりました。

部門別売上高

区　　分	売　上　高	構　成　比
ラーメン部門	4,977百万円	70.9%
中華部門	1,956百万円	27.9%
その他	82百万円	1.2%
合　計	7,016百万円	100.0%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は360百万円で、その主なものは次のとおりです。

(a) 当連結会計年度中の新規出店 （４店舗）

ＪＢレストラン株式会社

ラーメン部門 一刻魁堂

ららぽーと磐田店

大和郡山店

アピタテラス横浜綱島店

中華部門 ロンフービストロ

ＬＥＣＴ広島店

(b) 当連結会計年度中の業態転換店 （６店舗）

ＪＢレストラン株式会社

ラーメン部門 一刻魁堂

イオンモール鶴見緑地店

ゆめタウン久留米店

イオンモール岡崎店

桶狭間タンメン

共和店

米津橋店

中華部門 ロンフーパティオ

名古屋パルコ店

(c) 当連結会計年度中の既存店リニューアル （13店舗）

ＪＢレストラン株式会社

ラーメン部門 一刻魁堂

イオンタウン鈴鹿店

西尾店

美和店

半田店

豊田インター店

各務原店

緑店

浜松ささがせ店

ヴィアモール江南店

港店

イオンタウン千種店

木曽川店

豊明店

(d)　当連結会計年度中のその他の設備投資

桶狭間フーズ株式会社

名古屋センター	衛生設備および生産設備増強等
有松工場	衛生設備および生産設備増強等

③　資金調達の状況

主として設備の新設、改装等および借入金返済に充当するため、金融機関より長期借入金12億円の資金調達をしました。

④　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥　他の会社の株式その他の持分または新株予権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

①　企業集団の財産および損益の状況

区　　分	第 34 期 (平成27年３月期)	第 35 期 (平成28年３月期)	第 36 期 (平成29年３月期)	第 37 期 (当連結会計年度) (平成30年３月期)
売　　上　　高(千円)	6,139,966	6,654,952	6,637,861	7,016,343
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）(千円)	30,914	42,403	40,896	△266,860
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	8.81	6.05	5.83	△37.94
総　　資　　産(千円)	4,377,958	4,322,293	4,280,353	4,631,097
純　　資　　産(千円)	1,119,952	1,150,141	1,183,650	921,909
１株当たり純資産額（円）	319.15	163.09	168.53	130.96

（注）平成29年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第35期の１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額につきましては、第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

② 当社の財産および損益の状況

区　　分	第 34 期 (平成27年３月期)	第 35 期 (平成28年３月期)	第 36 期 (平成29年３月期)	第 37 期 (当事業年度) (平成30年３月期)
売　　上　　高(千円)	3,765,553	1,649,055	1,639,873	1,727,666
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	20,350	43,634	68,195	△221,106
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円)	5.80	6.22	9.72	△31.43
総　　資　　産(千円)	4,997,190	4,176,382	4,131,955	4,488,281
純　　資　　産(千円)	1,109,388	1,140,808	1,201,616	985,629
１株当たり純資産額(円)	316.14	162.57	171.09	140.02

（注）平成29年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第35期の１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額につきましては、第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ＪＢレストラン株式会社	8,000千円	100.0%	飲食店の店舗運営
桶狭間フーズ株式会社	8,000千円	100.0%	食材の製造販売

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、規模の拡大、収益力の向上、および財務体質の改善を図るため、内部体制の充実を伴った着実な成長を基本とし、以下の施策を推進します。

第一に、規模拡大を重点課題と認識し、M&Aへの積極的な取り組み、業態イノベーションの推進、および郊外型立地を重視した着実な出店を進めます。

第二に、収益力の拡大を図るべく、一店舗当たりの平均売上高を重要な指標に据えて、商品力および店舗運営力の強化を尚一層進めつつ、既存店舗への着実な投資実行とともに、業態ブランド力向上に繋がる広告宣伝も展開します。

第三に、製造部門の強化により、安全安心および品質の向上、原価の低減、ならびに外部販売の拡大を図ります。

第四に、前各項目を強化推進する中で、社員が物心両面での充実を拡大できるよう、労働環境の更なる整備、そして社員分配の積極的拡大を図ります。

(5) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社グループの主要事業は、ラーメン飲食店、中華料理飲食店の直営店の経営および食材の製造・加工を行っており、一部を外部に販売しております。

事業区分	業態区分
ラーメン部門	「一刻魁堂」「桶狭間タンメン」 「ロンフーエアキッチン」
中華部門	「ロンフーダイニング」「ロンフービストロ」 「ロンフーパティオ」

(6) 主要な営業所および工場（平成30年３月31日現在）

① 当社

本　　社　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

② ＪＢレストラン株式会社

本　　社　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

営業店舗

業態別	店舗数	都道府県別
一刻魁堂	60	埼玉県１店 千葉県２店 神奈川県１店 岐阜県９店 静岡県４店 愛知県33店 三重県４店 大阪府１店 兵庫県１店 奈良県２店 広島県１店 福岡県１店
桶狭間タンメン	2	愛知県２店
ロンフーエアキッチン	1	愛知県１店
ロンフーダイニング	18	埼玉県１店 東京都３店 静岡県１店 愛知県２店 大阪府３店 兵庫県１店 奈良県１店 岡山県１店 広島県２店 福岡県３店
ロンフービストロ	4	東京都１店 愛知県２店 広島県１店
ロンフーパティオ	1	愛知県１店

③ 桶狭間フーズ株式会社

本　　社　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

名古屋センター　名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地

有　松　工　場　名古屋市緑区野末町405番地

(7) 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
198(741) 名	▲11(6) 名

（注）使用人数は就業員数であり、パート・アルバイト等は（ ）内に年間の平均人員を外数（１日８時間換算人数）で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均勤続年数
20(9) 名	4(▲1) 名	7.8年

（注）１．使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除いております。）であり、パート・アルバイト等は（ ）内に年間の平均人員を外数（１日８時間換算人数）で記載しております。

２．平均勤続年数の数値には、パート・アルバイト等の数値は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	939,314千円
三井住友信託銀行株式会社	610,630千円
株式会社三井住友銀行	158,350千円
株式会社京都銀行	150,060千円
株式会社三重銀行	128,402千円

（注）株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日をもって株式会社三菱ＵＦＪ銀行に社名を変更しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況（平成30年３月31日現在）

(1) 株式の状況

①　発行可能株式総数　　14,560,000株

（注）平成29年４月１日付にて実施した株式分割（１株を２株）に伴い、発行可能株式総数は7,280,000株増加しております。

②　発行済株式の総数　　7,039,900株（自己株式4,450株を含む）

（注）１．平成29年４月１日付にて実施した株式分割（１株を２株）に伴い、発行済株式の総数は3,512,000株増加しております。
２．譲渡制限付株式報酬として新株式を発行したことにより、発行済株式の総数は10,300株増加しております。
３．新株予約権の行使により、発行済株式の総数は5,600株増加しております。

③　株主数　　4,915名

④　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
新美司	926,600株	13.17%
株式会社グルメ杵屋	543,200株	7.72%
椋本充士	517,200株	7.35%
尾家産業株式会社	353,600株	5.03%
ＮＩＭホールディングス有限会社	250,008株	3.55%
アリアケジャパン株式会社	197,600株	2.81%
ＪＢイレブン社員持株会	179,520株	2.55%
サッポロビール株式会社	168,000株	2.39%
株式会社折兼	164,000株	2.33%
北沢産業株式会社	148,000株	2.10%

（注）持株比率は自己株式（4,450株）を控除し、小数点第３位以下を四捨五入して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度中に当社使用人に対して交付された新株予約権の内容の概要

発行決議日	回次	行使価格	目的となる株式の種類および数	権利行使期間	個数	交付者数
平成29年7月６日	第3回	760円	普通株式 新株予約権1個につき100株	平成31年８月１日から 平成35年７月31日まで	143個	当社使用人 102名

３．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（平成30年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	新美　司	ＪＢレストラン株式会社取締役 桶狭間フーズ株式会社取締役
取締役	伊藤真一	商品部・店舗開発部・教育訓練部担当 商品部長 ＪＢレストラン株式会社取締役 桶狭間フーズ株式会社取締役
取締役	亀岡巧	桶狭間フーズ株式会社代表取締役社長
取締役	相川眞	総務部・人事部・経理部担当 総務部長
取締役	椋本充士	株式会社グルメ杵屋代表取締役社長 株式会社銀座田中屋取締役会長 社会福祉法人ジー・ケー社会貢献会理事長 株式会社エイエイエスケータリング取締役会長 株式会社神明取締役
取締役 （常勤監査等委員）	伊藤眞一郎	
取締役 （社外監査等委員）	木村元泰	公認会計士・税理士 木村元泰会計事務所代表 富士精工株式会社監査役
取締役 （社外監査等委員）	岩瀬余止秀	株式会社グルメ杵屋常勤監査役

（注）１．取締役椋本充士氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）木村元泰氏および岩瀬余止秀氏は社外取締役であります。
３．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために伊藤眞一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
４．当社は社外取締役（監査等委員である社外取締役も含む。）および常勤監査等委員との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、それぞれ、法令が定める額を限度としております。
５．取締役椋本充士氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
６．取締役（社外監査等委員）木村元泰氏および岩瀬余止秀氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

７．取締役（社外監査等委員）木村元泰氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
８．平成29年９月30日付で取締役福島寿雄氏（JBレストラン株式会社代表取締役社長）は辞任いたしました。
９．平成29年11月30日付で専務取締役永江修哉氏（店舗開発部・人事部担当）は辞任いたしました。

(2) 取締役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	支　給　額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 （1名）	51,281千円 (600千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	5,370千円 (2,160千円)
合　　計 （うち社外役員）	10名 （3名）	56,651千円 (2,760千円)

（注）１．上記には、期中に辞任した取締役２名を含めております。
２．取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、平成28年６月27日第35期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、平成29年６月26日第36期定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のための報酬額（社外取締役および監査等委員を除く。）として年額20百万円以内と決議いただいております。
３．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年６月27日第35期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
４．合計欄は実際の支給人数を記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

①　当事業年度における主な活動状況

	取締役会（全13回開催）	
	出　席　回　数	出　席　率
椋　本　充　士	11回	85%
木　村　元　泰	13回	100%
岩　瀬　余止秀	13回	100%

（注）１．上記の回数の他、定款第23条に定める書面決議を１回行っております。
２．取締役椋本充士氏は、飲食業全般の経験および経営者の観点から適宜発言を行っております。

３．取締役（社外監査等委員）木村元泰氏は、公認会計士・税理士としての専門的見地から適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

４．取締役（社外監査等委員）岩瀬余止秀氏は、飲食業全般の経験から適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

	監査等委員会（全13回開催）	
	出　席　回　数	出　席　率
木　村　元　泰	13回	100％
岩　瀬　余止秀	13回	100％

（注）１．取締役（社外監査等委員）木村元泰氏は、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

２．取締役（社外監査等委員）岩瀬余止秀氏は、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

②　他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役椋本充士氏は、株式会社グルメ杵屋代表取締役社長、株式会社銀座田中屋取締役会長、社会福祉法人ジー・ケー社会貢献会理事長、株式会社エイエイエスケータリング取締役会長、および株式会社神明取締役であります。株式会社グルメ杵屋は当社の大株主であり、当社との間で資本業務提携を行っております。当社とその他の兼職先との間には、特別の関係はありません。

・取締役（社外監査等委員）木村元泰氏は、木村元泰会計事務所代表を兼務しておりますが、当社と同会計事務所との間に重要な取引関係はありません。

・取締役（社外監査等委員）木村元泰氏は、富士精工株式会社監査役であります。当社と富士精工株式会社との間には、特別の関係はありません。

・取締役（社外監査等委員）岩瀬余止秀氏は、株式会社グルメ杵屋常勤監査役であります。株式会社グルメ杵屋は当社の大株主であり、当社との間で資本業務提携を行っております。

４．会計監査人の状況

(1) 名称　　桜橋監査法人

(2) 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	10,800千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	10,800千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意をしております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

５．会社の体制および方針

⑴ 業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

１．当社および子会社の取締役および使用人が法令・定款を遵守し、倫理観を持ち行動することができるよう倫理綱領ならびにコンプライアンス規程を定め、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。

２．内部統制および企業倫理の責任体制を明確化するため、当社の常勤取締役、常勤監査等委員、全部室長および子会社の代表取締役で構成するコンプライアンス委員会を設置し、当委員会を通じて当社および子会社にわたるコンプライアンスの醸成に努めるとともに、リスクマネジメントを図る。

３．当社は、監査等委員会を設置するとともに、複数の社外取締役を選任し、取締役の職務の執行について法令・定款に適合することを監視する。

４．内部監査を定期的に実施し、法令・定款および当社ならびに子会社の規程に準拠し業務が適正に行われているか監査する。内部監査は、当社の代表取締役直属の内部監査室を設置し、専任体制により、当社および子会社を対象に計画的に実施し、監査結果は当社の代表取締役へ報告するとともに、子会社を含む被監査部署の改善事項の進捗状況も報告する。

５．コンプライアンス規程内に内部通報制度を制定し、当社および子会社の通報・相談を推進するための「内部通報窓口」を設置し、未然防止および事実の早期把握と牽制機能を確保する。

６．その他、顧問弁護士、会計監査人および外部専門家等の助言を参考に、コンプライアンス体制の確立に取り組む。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

１．取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令および文書管理規程に基づき、定められた期間保存する。

２．取締役の職務の執行に必要な文章について、取締役（監査等委員である取締役含む。）から閲覧の要請があった場合には速やかに対応する。

③　当社および子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

１．当社および子会社の事業活動上の重大な事態が発生した場合には、コンプライアンス規程、安全衛生規程、および衛生管理規程等に基づき、関係委員会の開催および対策本部の設置等により、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を取るものとする。

２．必要に応じ顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努める。

④　当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

１．当社の取締役会を毎月開催し、取締役会規程により定められた事項およびその付議事項は、すべて当社の取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。なお、取締役会には、取締役（監査等委員である取締役含む。）の他、執行役員および子会社の代表取締役も出席させ、付議事項について説明を求めるとともに、必要に応じて意見等を聴収する。また、子会社においても、必要に応じて子会社の取締役会を開催するものとする。

２．取締役会では定期的に各取締役の他、執行役員および子会社代表取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性の監督等を行う。

３．日常の職務執行については、職務権限規程および業務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を維持する。

４．経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、執行役員制度を導入するとともに、常勤取締役、常勤監査等委員、全部室長および子会社の代表取締役が出席する「経営会議」を原則として隔週１回程度開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から確認、報告することにより意思決定の迅速化を図る。

⑤　当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

１．当社および子会社のそれぞれが自立的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本とし、そのうえでＪＢイレブングループ共通の規程に基づき適切な管理を行う。

２．子会社の代表取締役は、各子会社での取締役会における報告事項および決議事項等の状況の他、子会社における重要事項および個別経営課題等について、当社の経営会議において適宜報告をする。

３．当社の取締役および執行役員の一部が、子会社の取締役を兼務し、子会社の運営を監視・監督する。また、当社の監査等委員は、適宜子会社の監督を行い、子会社の業務の適正を確保する体制を整備する。

４．子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役に報告を行う。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における事項ならびに当該取締役および使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

１．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて監査等委員の職務を補助する取締役および使用人として適切な人材を配置することができる。

２．監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人に関する評価、その異動、選任については、監査等委員会の同意を要する。

３．監査等委員を補助すべき取締役および使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員または監査等委員会に帰属するものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けないものとする。

⑦　取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制および当該報告した者が報告したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

１．監査等委員は、取締役会およびその他の重要な会議に参画し、報告を求めることができる。また、監査等委員が必要と判断する会議の議事録について、閲覧することができる。

２．当社および子会社の取締役および使用人は、当社および子会社に重大な法令・定款違反および会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合は、速やかにその事実を監査等委員に報告する。

３．監査等委員は、その職務執行上必要と判断した事項について、当社および子会社の取締役および使用人に報告を求めることができる。
４．当社および子会社は、監査等委員へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑧　その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
１．監査等委員は、代表取締役と定期的または必要に応じて面談し、経営方針、その他必要事項および監査上の重要な課題等について意見交換する。
２．監査等委員は、会計監査人および内部監査室との連携を図るため、随時会合を持つ。
３．監査等委員は、必要に応じて顧問弁護士等の意見と助言を求めることができる。
４．当社は、監査等委員から所要の費用の請求を受けた時は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備する。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本方針
当社および子会社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「倫理綱領」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察や顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取る。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社および子会社における業務の適正を確保する体制の主な運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　内部統制システム基本方針の改定内容の周知
当社は、平成30年３月８日の当社取締役会の決議により内部統制システム基本方針の内容を一部改定しました。当該変更の後にその趣旨、内容につきまして当社および子会社に説明を行い、当該内部統制システム基本方針の周知を図り、対応を指示しました。

② コンプライアンス

企業倫理、コンプライアンスの一層の強化を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置し、通常３か月に１回、代表取締役社長を委員長として当該委員会を開催しています。また、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めています。

③ 監査等委員の職務の執行について

当社の監査等委員は、監査等委員会を月１回定期的に開催し、情報交換を行い、取締役会やその他重要な会議への出席し、また内部監査室および会計監査人と連携して業務監査を実施しました。

④ 内部監査の実施について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施しました。

当社は、業務の適正を確保するための体制については、定期的な見直しによって改善を図り、より効果的な体制構築に努めています。

６．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つと認識しており、今後の事業展開および財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に裏打ちされた安定配当の維持継続を基本方針としています。

しかしながら、当事業年度におきましては、特別損失の計上等により親会社株主に帰属する当期純損失が266百万円となった結果、期末の利益剰余金がマイナスとなりました。つきましては、誠に遺憾ではございますが、平成30年３月20日付の「通期連結業績予想及び配当予想」に記載のとおり、当期の期末配当は見送らせていただきます。

また、次期の配当につきましては、当社の期末における利益剰余金のマイナスを、資本準備金の取り崩しにより処理する予定とさせて頂いており、次期の利益計上によりプラスとすることを目指していますが、当面は未定とさせていただきます。

なお、剰余金の配当等については、平成27年６月29日開催の第34期定時株主総会において、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に規定しています。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**1,308,022**	**流動負債**	**1,850,750**
現金及び預金	870,888	買掛金	258,772
売掛金	34,456	短期借入金	200,000
預入金	128,498	１年内返済予定の長期借入金	862,596
店舗食材	16,249	リース債務	2,282
原材料	16,521	未払金	89,323
仕込品	40,508	未払費用	266,689
貯蔵品	6,757	未払法人税等	37,329
前払費用	63,388	未払消費税等	23,932
未収入金	109,094	預り金	26,634
繰延税金資産	15,248	前受収益	9,784
その他	11,623	賞与引当金	30,956
貸倒引当金	△5,211	資産除去債務	5,855
固定資産	**3,323,075**	その他	36,593
有形固定資産	**2,303,945**	**固定負債**	**1,858,437**
建物	1,426,451	長期借入金	1,535,932
構築物	87,273	リース債務	11,875
機械及び装置	8,262	退職給付に係る負債	35,599
車両運搬具	0	資産除去債務	252,937
工具、器具及び備品	149,044	その他	22,093
土地	587,734	**負債合計**	**3,709,188**
リース資産	12,769	**純資産の部**	
建設仮勘定	32,409	**株主資本**	**873,672**
無形固定資産	**7,826**	**資本金**	**666,163**
ソフトウェア	2,158	**資本剰余金**	**385,222**
電話加入権	5,668	**利益剰余金**	**△177,283**
投資その他の資産	**1,011,303**	**自己株式**	**△430**
投資有価証券	240,102	**その他の包括利益累計額**	**47,705**
出資金	30	その他有価証券評価差額金	47,705
長期前払費用	69,516	**新株予約権**	**531**
差入保証金	575,491		
繰延税金資産	39,661		
その他	94,001		
貸倒引当金	△7,500	**純資産合計**	**921,909**
資産合計	**4,631,097**	**負債純資産合計**	**4,631,097**

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		7,016,343
売上原価		2,006,233
売上総利益		5,010,110
販売費及び一般管理費		4,906,425
営業利益		103,684
営業外収益		
受取利息	74	
受取配当金	3,016	
賃貸不動産収入	15,606	
その他	17,705	36,401
営業外費用		
支払利息	14,961	
賃貸不動産費用	14,671	
その他	3,972	33,604
経常利益		106,481
特別損失		
固定資産除却損	13,776	
減損損失	326,830	340,607
税金等調整前当期純損失		234,125
法人税、住民税及び事業税	54,102	
法人税等調整額	△21,367	32,735
当期純損失		266,860
親会社株主に帰属する当期純損失		266,860

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**1,145,208**	**流動負債**	**1,640,384**
現金及び預金	782,490	短期借入金	200,000
売掛金	19,815	1年内返済予定の長期借入金	862,596
預入金	126,956	リース債務	2,282
貯蔵品	402	未払金	193,309
前払費用	59,928	未払費用	256,021
未収入金	145,360	未払法人税等	33,271
繰延税金資産	4,449	未払消費税等	21,954
その他	11,015	預り金	23,649
貸倒引当金	△5,211	前受収益	9,784
固定資産	**3,343,073**	賞与引当金	2,676
有形固定資産	**2,303,945**	資産除去債務	5,855
建物	1,426,451	その他	28,982
構築物	87,273	**固定負債**	**1,862,268**
機械及び装置	8,262	長期借入金	1,535,932
車両運搬具	0	退職給付引当金	35,599
工具、器具及び備品	149,044	資産除去債務	252,937
土地	587,734	リース債務	11,875
リース資産	12,769	その他	25,924
建設仮勘定	32,409	**負債合計**	**3,502,652**
無形固定資産	**7,826**	**純資産の部**	
ソフトウェア	2,158	**株主資本**	**937,392**
電話加入権	5,668	**資本金**	**666,163**
投資その他の資産	**1,031,301**	**資本剰余金**	**385,222**
投資有価証券	240,102	資本準備金	385,222
関係会社株式	34,155	**利益剰余金**	**△113,563**
出資金	30	その他利益剰余金	△113,563
長期前払費用	69,516	繰越利益剰余金	△113,563
差入保証金	575,491	**自己株式**	**△430**
繰延税金資産	25,385	**評価・換算差額等**	**47,705**
その他	94,119	その他有価証券評価差額金	47,705
貸倒引当金	△7,500	**新株予約権**	**531**
資産合計	**4,488,281**	**純資産合計**	**985,629**
		負債純資産合計	**4,488,281**

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,727,666
売上総利益		1,727,666
販売費及び一般管理費		1,580,208
営業利益		147,458
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	3,016	
賃貸不動産収入	15,606	
その他	11,337	29,979
営業外費用		
支払利息	14,961	
賃貸不動産費用	14,665	
その他	3,251	32,878
経常利益		144,558
特別損失		
固定資産除却損	13,776	
減損損失	326,830	340,607
税引前当期純損失		196,048
法人税、住民税及び事業税	50,075	
法人税等調整額	△25,017	25,058
当期純損失		221,106

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月８日

株式会社ＪＢイレブン
　取締役会　御中

桜橋監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　野　場　友　純　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　北　岡　愼太郎　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社JBイレブンの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社JBイレブン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月８日

株式会社ＪＢイレブン
　取締役会　御中

桜橋監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　野　場　友　純　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　北　岡　愼太郎　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社JBイレブンの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、取締役会等の会議に出席し、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、重要な書類を閲覧し、経営管理状況を把握しました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年５月８日

株式会社ＪＢイレブン　監査等委員会

常勤監査等委員　　伊　藤　眞一郎　　㊞

監査等委員　　木　村　元　泰　　㊞

監査等委員　　岩　瀬　余止秀　　㊞

（注）　監査等委員木村元泰および岩瀬余止秀は、会社法第２条第15号および第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件

１．資本準備金の額の減少の目的

今後の資本施策の柔軟性および機動性を確保するため、会社法448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、繰越利益剰余金の欠損填補を行うものであります。

２．資本準備金の額の減少の要領

会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金385,222,346円のうち113,563,210円を減少させ、その他資本剰余金に減少額の全額を振替えるものです。減少後の資本準備金の額は、271,659,136円となります。資本準備金の額の減少の効力発生日は平成30年６月26日です。

３．剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、資本準備金からその他資本剰余金に振替えられた113,563,210円の全額を繰越利益剰余金に振替え、繰越利益剰余金の欠損を填補するものです。

①　減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金	113,563,210円

②　増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	113,563,210円

③　剰余金の処分の効力発生日

平成30年６月26日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（５名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の見直しを図り、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）６名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	新美（にいみ）　司（つかさ） （昭和38年12月20日生）	昭和61年８月　当社取締役（非常勤） 昭和62年９月　当社常務取締役 平成３年８月　当社代表取締役専務 平成６年７月　当社代表取締役社長（現任） 平成22年６月　元気寿司株式会社取締役 平成28年６月　桶狭間フーズ株式会社取締役（現任） 平成29年６月　ＪＢレストラン株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） ＪＢレストラン株式会社取締役 桶狭間フーズ株式会社取締役	926,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	伊藤（い とう）真一（しん いち） （昭和49年６月26日生）	平成９年４月　当社入社 平成22年４月　営業第一部長 平成22年７月　執行役員営業第一部長 平成23年９月　取締役営業第一部・営業第二部担当　営業第一部長 平成23年12月　取締役営業第一部・営業第二部・トレーニング部・品質推進部・商品開発部担当　商品開発部長 平成25年４月　取締役営業第一部・営業第二部・営業推進部・製造外販部・商品部担当　商品部長 平成26年10月　取締役商品部担当　商品部長 桶狭間フーズ株式会社代表取締役社長 平成27年８月　取締役総務部・経理部・経営管理部担当　総務部長 桶狭間フーズ株式会社取締役（現任） 平成28年２月　ＪＢレストラン株式会社取締役（現任） 平成28年６月　取締役総務部・経理部・経営管理部担当　総務部長 兼 経営管理部長 平成29年４月　取締役総務部・経理部担当　総務部長 平成29年８月　取締役商品部担当商品部長 平成30年３月　取締役商品部・店舗開発部・教育訓練部担当 商品部長（現任） （重要な兼職の状況） ＪＢレストラン株式会社取締役 桶狭間フーズ株式会社取締役	19,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	亀岡　巧（かめおか　さとし） （昭和47年10月７日生）	平成７年４月　当社入社 平成15年９月　取締役商品部長 平成16年６月　取締役商品部長兼第３事業部長 平成16年10月　取締役業態開発部長 平成17年５月　取締役商品部長 平成19年３月　取締役総務部長 平成21年５月　取締役品質推進部・商品開発部担当　商品開発部長 平成23年５月　取締役人事部・総務部担当　人事部長兼総務部長 平成23年９月　取締役人事部・総務部・経理部担当　総務部長 平成24年１月　取締役総務部・経理部・経営推進室担当　総務部長 平成24年４月　取締役総務部・経理部担当　総務部長 平成26年４月　取締役総務部・経理部・経営管理部担当　総務部長 平成26年10月　ＪＢレストラン株式会社取締役 桶狭間フーズ株式会社取締役 平成27年８月　取締役商品部担当　商品部長 桶狭間フーズ株式会社代表取締役社長 平成28年２月　取締役商品部担当 平成29年８月　取締役桶狭間フーズ株式会社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 桶狭間フーズ株式会社代表取締役社長	40,272株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	相川 眞（あいかわ まこと） (昭和30年３月18日生)	昭和53年４月　株式会社東海銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 平成19年12月　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社入社 平成27年７月　三河信用組合（現愛知県中央信用組合）入組 平成29年４月　当社入社 総務部副部長兼経理部副部長 平成29年６月　取締役特命担当・内部統制担当 平成29年８月　取締役総務部・経理部担当 総務部長 平成29年11月　取締役人事部・総務部・経理部担当 総務部長 平成30年４月　取締役人事部・総務部・経理部担当（現任）	2,600株
5 新任	田畠 英幸（たばた ひでゆき） (昭和39年６月６日生)	平成元年10月　サンワ等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）名古屋事務所入所 平成８年10月　豊田工機株式会社（現株式会社ジェイテクト）入社 平成23年11月　富士機工株式会社入社 平成29年５月　当社入社 経理部副部長 平成29年６月　経理部長 平成29年７月　執行役員経理部長（現任）	1,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	椋本充士（むくもとあつし） (昭和36年11月30日生)	平成２年５月　株式会社グルメ杵屋入社 平成10年６月　元気寿司株式会社取締役 平成13年６月　株式会社グルメ杵屋取締役 平成17年６月　同社常務取締役 平成18年４月　ともえ商事株式会社代表取締役社長 平成20年９月　当社社外取締役（現任） 平成22年４月　株式会社グルメ杵屋代表取締役社長（現任） 平成22年６月　株式会社エイエイエスケータリング取締役 平成22年12月　社会福祉法人ジー・ケー社会貢献会理事長（現任） 平成25年６月　株式会社エイエイエスケータリング取締役会長（現任） 平成25年６月　大阪木津市場株式会社取締役 平成26年５月　カッパ・クリエイトホールディングス株式会社取締役 平成27年６月　株式会社神明取締役（現任） 平成29年４月　株式会社銀座田中屋取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社グルメ杵屋代表取締役社長 株式会社銀座田中屋取締役会長 社会福祉法人ジー・ケー社会貢献会理事長 株式会社エイエイエスケータリング取締役会長 株式会社神明取締役	517,200株

（注）１．各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．椋本充士氏は、社外取締役候補者であります。

３．椋本充士氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって９年９か月であります。

４．社外取締役候補者の選任理由について

椋本充士氏は、株式会社グルメ杵屋の代表取締役社長の経験等、会社経営の専門家としての豊富な経歴とその経歴を通じて培った見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役候補者とするものであります。

５．椋本充士氏と当社の間で会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任されますと当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。

６．当社は、椋本充士氏を名古屋証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（３名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため１名増員し、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	伊藤　眞一郎（いとう　しんいちろう） (昭和21年２月27日生)	平成10年９月　当社入社 平成12年９月　当社取締役 平成17年１月　当社常務取締役 平成20年７月　当社専務取締役 平成23年９月　当社専務取締役退任 平成23年９月　当社顧問 平成24年６月　当社顧問退任 平成26年６月　当社常勤監査役 平成28年６月　当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	4,600株
2	木村　元泰（きむら　もとやす） (昭和53年12月18日生)	平成15年10月　中央青山監査法人入所 平成19年６月　公認会計士登録 平成19年７月　あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 平成21年７月　木村元泰会計事務所設立（現在に至る） 平成21年７月　税理士登録 平成21年９月　当社監査役 平成28年５月　富士精工株式会社監査役（現任） 平成28年６月　当社取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士、税理士 木村元泰会計事務所代表 富士精工株式会社監査役	4,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	岩瀬 余止秀（いわせ よしひで） (昭和26年３月29日生)	昭和56年11月　株式会社グルメ（昭和61年９月両国食品株式会社と合併、株式会社グルメ杵屋に社名変更）入社 平成９年４月　同社人事部長 平成13年５月　株式会社やまよしフーズ代表取締役社長 平成13年９月　株式会社スカイフーズ（現株式会社アサヒケータリング）監査役 平成15年８月　株式会社エイエイエスケータリング監査役 平成21年２月　日本食糧卸株式会社取締役 平成21年４月　株式会社グルメ杵屋衛生管理部長 平成23年６月　同社常勤監査役（現任） 平成23年６月　元気寿司株式会社監査役 平成23年９月　当社監査役 平成24年６月　株式会社エイエイエスケータリング監査役 平成28年６月　当社取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社グルメ杵屋常勤監査役	4,000株
4 新任	榊原 陽子（さかきばら ようこ） (昭和45年11月15日生)	平成５年９月　全日本空輸株式会社入社 平成14年12月　榊原陽子社会保険労務士事務所開業 平成17年２月　有限会社サンシャインコンサルティング取締役（平成25年株式会社マザーリーフと合併） 平成18年９月　株式会社マザーリーフ設立 （重要な兼職の状況） 株式会社マザーリーフ代表取締役 榊原陽子社会保険労務士事務所所長 一般社団法人ＣＡネットワーク理事	500株

（注）１．各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．木村元泰氏、岩瀬余止秀氏および榊原陽子氏は、社外取締役候補者であります。
３．伊藤眞一郎氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、当社の事業内容等に精通していることに加え、飲食業に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有していることから、職務を適切に遂行することができると判断したためであります。
４．木村元泰氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって２年であります。
５．木村元泰氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくためであり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
６．岩瀬余止秀氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって２年であります。
７．岩瀬余止秀氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者・監査役としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただけることを期待したためであります。
８．榊原陽子氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社マザーリーフの代表取締役の経験があり、社会保険労務士資格を有しており、専門的な知識、経験等を当社の監査体制に活かしていただくためであり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
９．伊藤眞一郎氏、木村元泰氏および岩瀬余止秀氏と当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が取締役に就任されますと当該契約と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。
10．榊原陽子氏が社外取締役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。
11．当社は、木村元泰氏および岩瀬余止秀氏を名古屋証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
12．当社は、榊原陽子氏の就任が承認された場合には、同氏を名古屋証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものであります。

黒田博司氏は伊藤眞一郎氏の補欠、花井勉氏は木村元泰氏、岩瀬余止秀氏、および榊原陽子氏の補欠としての候補者であります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	黒田博司（くろだひろし） （昭和45年12月10日生）	平成23年６月　当社入社 平成25年６月　内部監査室長 平成26年１月　営業第二部長 平成27年２月　人事部長 平成30年４月　内部監査室長（現任）	－
2	花井勉（はないつとむ） （昭和34年４月10日生）	昭和58年４月　大和證券株式会社入社 平成８年４月　中小企業診断士登録 平成10年４月　有限会社プロップ設立代表取締役 平成12年12月　ＪＲＣＡ品質マネジメントシステム主任審査員登録 平成21年12月　株式会社プロップ代表取締役（現任）	－

（注）１．各補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．花井勉氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．花井勉氏は、経営コンサルタントおよび中小企業診断士として培われた見識を、当社の経営監視体制強化に活かしていただくため、補欠の社外取締役候補者とするものであります。

４．花井勉氏が社外取締役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。

以上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：日本ガイシフォーラム２階レセプションホール
名古屋市南区東又兵ヱ町五丁目１番地の16
TEL 052-614-3131



交通　●ＪＲ東海道線「笠寺駅」下車、連絡橋で徒歩３分
（ＪＲ名古屋駅から東海道線上りの普通電車にて約10分で笠寺駅です。
なお、快速電車等は笠寺駅に停車しませんのでご注意ください。）
●名古屋市バス基幹１　栄→笠寺駅「笠寺駅」下車、連絡橋で徒歩３分

＊　有料駐車場は、満車のため利用できないことがありますので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。